





河合会計 税理並河合孝彦 ₹910-0019 福井市春山1丁目9番13号 TEL 0776 (22) 0897 (15) FAX 0776 (27) 6199

http://kawai.zei-mu.com

(弥生) MARCH 20日・春分の日

日	0	12	26
月	0	13	27
火	•	14	28
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	31
土	4	18	٠
日	5	19	٠
月	6	20	۰
火	7	21	٠
水	8	22	٠
木	9	23	٠
金	10	24	۰
±	11	25	

# 3月の税務と労務

国 税/平成28年分所得税の確定 申告 2月16日~3月15日

税/個人の青色申告の承認申請 3月15日

国 税/贈与税の申告

2月1日~3月15日

3月10日

国 税/2月分源泉所得税の納付

国 税/個人事業者の28年分消費 税の確定申告 3月31日 国 税/1月決算法人の確定申告(法 人税·消費税等) 3月31日

国 税/7月決算法人の中間申告

3月31日

国 税/4月、7月、10月決算法人の消 費税の中間申告(年3回の場 合) 3月31日

地方税/個人の都道府県民税、市町 村民税、事業税(事業所税) の申告 3月15日

# ワンポイント ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用者には、18歳未満等一定の人を除き1人1日最大 1,200円 (ゴルフ場の等級による) が、都道府県のゴルフ場利用税 として課税されます。平成26年度の税収は479億円で、その7割 はゴルフ場のある市町村に交付されます。スポーツ施設への課税 はゴルフのみのため、毎年の税制改正で廃止要望があります。

対 1 象配 除間 者

種全じで主の化め、 【改正項目タイムスケジュ めは、 の施策が講じられれなし」の基本は -な改正項 てみます。 配偶者 経済 九 再生なくし 控除 Î 年 度 0) 方針ていれてい 0) 見直 ント そ )下、各ししをは ・ます。 正 ī を整 业

2 控

# (図表 1) 配偶者控除額

103万円 150万円

E4.70	控除額		
居住者の 合計所得金額	控除対象配偶者	老人 控除対象配偶者	
900万円以下	38万円	48万円	
900 万円超 950 万円以下	26万円	32万円	
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円	

載時

ています。

表

時期が今年以降となるお、前年以前の表のとおりです。

時

期 は、

次頁

の改正し

記用

適 b

Í で

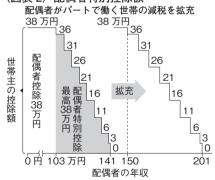
入がけ がA定 3万 除万円配 Aについて、 足の条件で非 で、医療費の明に 円まで拡大されます。呼ばれていた収入額が 株等 設 額円超偶 定申告時 けら れにより、「一〇三万 ばれていた収入額が、 者 積立型NISA は超 医 二三万 療 図 七 への投資で得た利 0 **煙控除** 表2の れます 六万 のに で非課税とする 合 書に組出に 積立方式 円 円 所 に変更されます。 畑書又は医薬品 は医療費控除を受 2未満) とお (図 得 以 下 金 表3参照 i) ° 額 (現行三 とし、 を三 0 円 新制 N I S 益 の 八 を Ŧî. 壁 0 購書受 度 控八万

## (図表3) 少額投資非課税制度 (NISA) を多様化

	非課 税枠	非課税 期間	特徴		
	現行 NISA		・20歳以上が対象		
			・上場株式や公募株式投信などが対象		
NISA			・2014年開始。当初は年100万円が 上限だったが16年から拡大		
ジュニア	年 80 万円	5 年間	・0~19歳が対象		
NISA			・子や孫の名義で口座を作り、教育資 金などに使う		
		20 年間	・若年層の利用を想定		
積立型 NISA	年 40 万円		・長期にわたって積み立てができるよ うな商品に限定		
			・現行NISAとの併用は認めない		

図表1のいて適用に 控なる居住なお、 え円る( 表1のとおりとなりま 偶者 偶者を有 適住収 主旨こついては、配偶者─収一、二二○万円)を超収一、二二○万円)を超一合計所得金額が一千万一 週用はありません。 仕者については、配収一、二二○万円) 行する配置 象配 特 偶除 別 偶 者又は 控除 者控除の 住 老 者に す 人 額 0 は、 9

(図表 2) 配偶者特別控除額



※世帯主の年収が 1120 万円以下の場合。1120 万円 超で控除の適用縮小。1220万円超で完全に適用外。

### 年収に応じた配偶者特別控除の金額

	一人でルンクルには、日本の対土のペンが、					
	201 万円超	0	0	0	0	
	201 万円以下	3万円	2万円	1万円	0	
	197万円以下	6	4	2	0	
盤	190万円以下	11	8	4	0	
配偶者の年収	183万円以下	16	11	6	0	
の	175万円以下	21	14	7	0	
中山	167万円以下	26	18	9	0	
	160万円以下	31	21	11	0	
	155万円以下	36	24	12	0	
	150万円以下	38	26	13	0	
		1120	1170	1220	1220	
		万円	万円	万円	万円	
		以下	以下	以下	超	
			世帯主	の年収		

### 改正項目タイムスケジュール(○減税 ●増税 △どちらともいえない)

以正均	ログコ	ムヘン	/ ノユール (○減税 ●増税 △とりりともいえない)			
	1月	•	年収1,000万円超の会社員の給与所得控除を220万円に縮小			
平成 29年		0	特定の市販薬を購入した場合、年1万2,000円超の部分 (8万8千円を限度) を課税所得から控除。通常の医療費控除と選択			
		•	不正な税の申告を繰り返すと加算税を10%上乗せ			
		0	給与所得者の会社からの住宅借入金の金利が0.2%以上であれば住宅ローン控除の対象になる			
		Δ	取引相場のない株式の評価の見直し			
	4月	•	海外移住者の相続税又は贈与税の納税義務の見直し			
	7月	0	海外旅行者が日本入国時に免税品の購入が可能になる			
		0	仮想通貨取引が非課税になる			
平成 30年	1月	0	積立型NISAの創設			
		Δ	広大地の評価方法の見直し			
		Δ	配偶者控除の見直し			
		Δ	配偶者特別控除の見直し			
		Δ	医療費控除を受ける場合の添付書類の変更			
	4月	Δ	タワーマンション評価の見直し (固定資産税)			
平成 31 年	10月	•	消費税率の引上げ(8%→10%)			
		0	消費税の軽減税率 (8%)の適用(対象は酒類・外食を除く、飲食料品と 一定の新聞)			
平成 38年	10月	Δ	ビール系飲料の税率統一			

# П 資産課税

1

かる固定資産税が新築のタワーで 図 表 タ 4参照)。 クー マ シシ マ が が見直され、 ンション 対応 まに すか

る子た場) ) め 国 務 が 、 際 へ 場 合、 が、際の見 移外を設定し 後産住税 をし逃 ○相たれ 年続者を 以・同防 内贈士止 は写 す 日す親る

2 続 又 は 贈 与 税 の 納 税

義

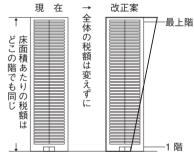
本

で

3

## (図表 4) タワーマンション、高層階は 増税、低階層は減税

固定資産税の見直しのイメージ



Ŀ 上げて

すがを 賃 が図表5のとなる軽くする「所得を軽くする」 いした企業の法--とおり 得拡大促進税 見 直され 人税 負 制

# 法人課税

 $\blacksquare$ 

見か 4 直される れ地の 大 けます。  $\mathcal{O}$   $\neg$ 地 に比 応例 ず Ź 方法

ま

(図表5)賃上げ減税見直しのイメージ

現状	賃上げを していれば	<b>→</b>	企業規模にかかわらず、賃上げ 総額の10%分を法人税から減額	
	賃上げ率が 2%未満なら	<b>→</b>	・中小企業は10%分を減税	
В			・大企業は減税なし	
見直し後	賃上げ率が	<b>→</b>	・中小企業は最大22%分を減税	
1友	2%以上なら		・大企業は最大12%分を減税	
	賃上げ率が高いほど減税率も高め、賃上げを促す			

を行

担

株式の評価方法の一つであるの見直し取引相場のない株式の評価で課税できるようになります。 業種比準方式」 個面評 性積価 の 見 減直 が見 額し 直 色される 1

た 年にか と異なっ

け平て

的

て成い酒 段三た

に年ル種 統か系類 一ら飲に

1

ま

す

類似

株の

ます。 免税品

で買うことがで、入国が、入国が、入国が、 1が、の かできるようになり四手続き前に免税品でに到着した海外校 別に免税品のた海外旅

IV

酒

税 や改革

泡

な تح

0

# 消費課

3 --- 3月号

# 個人がゴルフ会員権を売っ たときの税金

個人がゴルフ会員権を売ったときの所得 は、譲渡所得として給与所得など他の所得 と合わせて総合課税の対象となります。

この場合の所得金額の計算は、その会員 権の所有期間に応じて次のとおりとなりま す。

(1) 所有期間が5年以内のもの(短期譲渡 所得)

譲渡収入金額 一(取得費 + 譲渡費用) - 最大50万円(特別控除額) = 課税さ

(2) 所有期間が5年を超えるもの(長期譲 渡所得)

(譲渡収入金額 一(取得費 + 譲渡費用) - 最大50万円(特別控除額)} × 1/2= 課税される金額

取得費は、原則として、ゴルフクラブの

会員となるために支出した費用等をいい、 次のようなものが該当します。

- (1) 入会金、預託金、株式払込金
- (2) 第三者から会員権を取得した場合の購 入価額、名義書換料、会員権業者に支払 う手数料
- (3) 会員権を取得するために借り入れた借 入金の利子のうち、その会員権の取得の ための資金の借り入れの日から使用開始 の日までの期間に対応する部分の利子

譲渡費用は、譲渡のために直接要した費 用をいい、ゴルフ会員権業者に支払う手数 料等が該当します。

なお、平成26年4月1日以後のゴルフ 会員権の譲渡により生じた損失は、原則と して、給与所得など他の所得と損益通算す ることはできません。

また、ゴルフ会員権の譲渡が営利を目的 として継続的に行われている場合には、そ の実態に応じて事業所得又は雑所得となり ます。

該当するものとして得としてではなく、 きは、たとえ、それがて満期返戻金等を受け る支払保険料 ととなりま な 個 お、 人が損害保険契約に たとえ、 る部分とその 積立保険 長期損害 れ、は、 たとしても事業所 |料等として資産 事業所得の計高保険契約に係 Ť 年 取 い扱うこ時所得に 分の 事 取 要業に係 う たと 必要

金額について

は

再度必要経

7

控除することはできま

保険料部分のなる。 となります。 みを控除すること 資産計上した積立

せ費としての必要をある。 費に算入 って、なすが 費として が 既に事 する 時 業所得の 算入され 所得の計算に 部分とに た部算に か計算にあ  $\boxtimes$ 

係

る損

害保険契約の満期返

戻金等を受け取

ったと

# 国税のクレジットカード納付

平成29年1月4日から、インターネッ トを利用して、クレジットカードで国税を 納付することができるようになりました。 対象となる国税は、申告所得税及び復興特 別所得税、法人税、消費税及び地方消費税、 贈与税、酒税などほぼ全ての税目です。

クレジットカード納付をする場合には、 納付する税目や金額のわかるもの(確定申 告書など)と、利用するクレジットカード を準備して、「国税クレジットカードお支 払サイト」より納付の手続きを行います。 金融機関やコンビニエンスストア、税務署 の窓口でのクレジットカードによる納付は できません。

なお、税金とは別に、納付税額に応じた 決済手数料が必要となりますので注意して ください。また、領収証書は発行されない ため、領収証書が必要な方は、最寄りの金 融機関か所轄の税務署の窓口で納付する必 要があります。